

茨木労働基準監督署発表  
平成29年9月12日

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(いわゆる「労災かくし」事案)

茨木労働基準監督署(署長 いしわだ たかゆき 石和田 隆之)は、平成29年9月12日、渡辺電気工業株式会社及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

### 1 被疑者

- (1) わたなべでんきこうぎょう 渡辺電気工業株式会社  
事務所所在地 大阪府高槻市東上牧  
事業内容 建築設備工事業
- (2) 同社代表取締役

### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項  
労働安全衛生規則第97条第1項  
同法第120条第5号(罰則)  
同法第122条(両罰)

### 3 事件の概要

平成29年4月4日午前9時30分頃、大阪府茨木市内の工事現場において、電気設備工事を請け負う被疑者の労働者が、電気配線作業中に3階フロアのスラブ端部から約2メートル下の階段踊り場に転落し、踵を骨折し、4日以上休業する労働災害が発生した。

労働安全衛生法令では、休業4日以上労働災害が発生した場合には、遅滞なく所轄労働基準監督署長に様式第23号による報告書(労働者死傷病報告)を提出する義務があるが、被疑者代表取締役はこれを提出しなかったものである。

#### 4 参考事項

適用法条文は別紙のとおり

**適用条文**

**労働安全衛生法（抄）**

**第百条** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる

**第百二十条（罰則規定）** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

**第百二十二条（両罰規定）** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**労働安全衛生規則（抄）**

**第九十七条** 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。